

提 案 理 由

議案第40号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、国民健康保険特別会計の運営状況及び兵庫県国民健康保険運営方針に鑑み、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からである。

【改正内容】

区分		現行	改正後	増減
基礎課税額 (医療分)	所得割率	7.55%	7.00%	△0.55%
	均等割額	23,800円	24,500円	700円
	平等割額	18,200円	18,200円	増減なし
後期高齢者支 援金等課税額 (支援分)	所得割率	2.50%	2.58%	0.08%
	均等割額	7,600円	8,900円	1,300円
	平等割額	5,700円	6,200円	500円
介護納付金課 税額 (介護分)	所得割率	2.29%	2.39%	0.10%
	均等割額	8,600円	10,600円	2,000円
	平等割額	4,300円	4,900円	600円